

高浜4号機冷温停止状態

再稼働今月中旬以降に

関西電力高浜原発4号機

(高浜町、出力八十七万

基)が発電系統のトラブル

で緊急停止した問題で、関

電は二日、原子炉の一次冷

却水の温度を九三度以下に

して安定状態を維持する冷

温停止状態になったと発表

した。

関電は原因究明に一定の

時間がかかるとみて、一日

午後から二日朝にかけて温

度と圧力を下げる作業をし

ていた。

関電は原子炉等規制法に

基づき、トラブル発生から

十日以内の九日までに原子

力規制委員会に原因と再発

防止策を報告する必要がある。

さらに原子炉を再び起

動させるまでには通常四、

五日かかるとされ、再稼働

は今月中旬以降になる見込

み。関電が当初想定してい

た今月下旬の営業運転開始

は、四月以降にずれ込む公

算が大きい。

高浜3、4号機の営業運

高浜仮処分9日判断

大津地裁

関西電力高浜原発3、4

号機(高浜町)の運転差し

止めを滋賀県の住民二十九

人が申し立てた仮処分につ

いて、大津地裁(山本善彦

裁判長)は九日に差し止め

を認めるかどうかの決定を

転再開を前提に、関電の八

木誠社長は二月二十六日の

会見で、五月一日に電気料

金を値下げすることを表明

していたが、期日を遅らせ

る可能性も出てきた。八木

社長は会見で「二基の再稼

働による火力燃料費などの

削減分を還元する」と説明

していた。

高浜4号機は二月二十九

日、送電を開始した瞬

間、発電機と変圧器の故障

を知らせる警報が鳴り、原

子炉が緊急停止した。関電

は送電線側から計測器の設

定値を超える電流が流れた

ためとみており、計測器の

設定値や機器そのものに異

常がないかなどを調べてい

るが、原因の特定には至っ

ていない。

浜原発の運転差し止めの仮

処分を申し立てたのは二回

目で、前回は「再稼働が差

し迫っていない」との理由

で二〇一四年十一月に却下

された。

高浜原発をめぐるのは、

福井地裁が昨年四月の仮処

分決定で3、4号機の運転

を差し止めたが、同地裁は

同十二月に関電側が申し

立てた異議を認め、運転差

し止めを取り消した。関電

は3号機を一月二十九日

に、4号機を二月二十六日

に再稼働させたが、4号機

は送電開始後のトラブル

で同二十九日に緊急停止し

た。

福井県